

(証券コード 1813)
平成21年6月2日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目2番14号

株式会社不動テトラ

代表取締役社長 高 橋 昭 夫

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月19日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場二丁目12番22号
ハートンホテル南船場 2階
サイプレスの間
(末尾の案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第63期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、計算書類の内容および連結計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第63期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.fudotetra.co.jp/>) において、その旨掲載しますので、あらかじめご承知おきください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについて削除するものであります（現行定款第8条、第13条第3項）。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであり

ます（現行定款第10条、第13条第3項）。

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る <u>株券を発行する。</u> 2. 当社は、前項の規定 <u>にかかわらず、単元未 満株式に係る株券を発 行しない。ただし、株 式取扱規則に定めると ころについてはこの限 りでない。</u>	(削 除)
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主(実質株 <u>主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未 満株式について、次に 掲げる権利以外の権利 を行使することができ ない。	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有 する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外 の権利を行使することが できない。
(1)～(4) (条文省略)	(1)～(4) (現行どおり)
第 11 条および第 12 条 (条文省略)	第 10 条および第 11 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第 14 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	高橋 昭夫 (昭和18年8月3日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年5月 当社東北支店長 平成13年6月 当社取締役 平成15年5月 当社名古屋支店長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社代表取締役社長 (現任)	42,380株
2	吉川 文夫 (昭和23年2月7日生)	平成5年6月 新日本製鐵(株)経理部 次長 平成6年6月 製鐵運輸(株)取締役 平成12年6月 (株)テトラ取締役 平成16年4月 当社取締役(現任) 平成16年6月 (株)テトラ専務取締役 平成18年10月 当社執行役員副社長 (現任)	26,864株
3	竹原 有二 (昭和25年7月31日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年5月 当社ジオ・エンジニアリング事業本部副 本部長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社代表取締役、執行 役員副社長(現任)、ジ オ・エンジニアリング 事業本部長 平成18年3月 当社土木事業本部長 平成18年6月 当社取締役(現任)	29,160株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	小川 明 (昭和24年2月2日生)	平成8年7月 新日本製鐵(株)九州支店副支店長(エンジニアリング事業担当) 平成13年7月 ジャパンデベロプメント(株)代表取締役社長 平成16年2月 日本大陸棚調査(株)専務取締役 平成19年5月 当社専務執行役員(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)、大阪地区社長業務代行(現任)	7,489株
5	佐藤道男 (昭和25年4月13日生)	平成13年6月 (株)テトラ営業本部営業総括部長 平成15年4月 同社執行役員、東京支店長 平成17年4月 同社建設事業本部長 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役 当社取締役(現任) 平成18年10月 当社常務執行役員(現任)、海洋土木事業本部長 平成19年4月 当社海洋土木本部長 平成19年6月 当社ブロック環境事業本部長(現任)	10,095株
6	森田英彦 (昭和21年11月29日生)	昭和44年3月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員、名古屋支店長 平成18年3月 当社常務執行役員(現任)、土木事業本部東京本店長 平成18年10月 当社東京本店長 平成19年4月 当社建設本部副本部長 平成20年6月 当社取締役(現任)、建設本部長(現任)	14,065株

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれていません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役中島文男氏は辞任され、監査役浅田永治氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、伊藤清氏は、監査役中島文男氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の規定により、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	伊藤 清 (昭和24年3月8日生)	昭和47年 3月 当社入社 平成 5年 6月 当社経営管理本部人事部長 平成13年 6月 当社経営管理本部副本部長 平成17年 4月 当社土木事業本部営業統轄部長 平成18年 3月 当社執行役員土木事業本部大阪本店長 平成18年10月 当社執行役員大阪本店長 平成19年 6月 当社常務執行役員(現任)大阪本店長 平成20年 6月 当社内部統制管理室担当(現任)	5,851株
2	浅田 永治 (昭和14年1月29日生)	昭和50年 1月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)社員(パートナー) 昭和57年 5月 同監査法人代表社員 平成 3年 6月 同監査法人常務代表社員 平成 7年 6月 同監査法人専務代表社員、東京事務所地区業務執行社員 平成11年 6月 同監査法人東京事務所地区代表社員 平成13年 6月 同監査法人代表社員、経営会議議長 平成16年 7月 住友金属工業(株)監査役(現任) 平成17年 6月 当社監査役(現任) 平成18年 7月 (株)アールテック・ウエノ監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者浅田永治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者浅田永治氏は、公認会計士として専門的な知見および実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役候補者といたしました。
4. 当社において、平成17年11月に当社の社員が東京都発注の工事入札に関する談合罪で逮捕される事実がありました。また、当社は、平成19年6月には、防衛施設庁発注工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同年10月に国土交通省から建設業法の規定に基づき15日間の営業停止処分を受けました。平成19年8月には過年度における新潟市発注の下水道推進工事に係る独占禁止法違反事件について、同意審決を申し出たことにより排除措置命令を受け、同年11月に同じく15日間の営業停止処分を受けております。候補者浅田永治氏は、社外監査役としての立場から、コンプライアンス体制の強化および再発防止のための助言や再発防止策の監査を行っております。
5. 候補者浅田永治氏が、住友金属工業㈱の社外監査役在任中に、同社において、日本道路公団および国土交通省発注の鋼橋上部工事ならびに大阪瓦斯㈱発注の特定中圧ガス導管工事に関して、それぞれ独占禁止法違反の事実がありました。また、同社は、同じく同氏が社外監査役在任中である平成20年6月に、公正取引委員会より鋼管杭および鋼矢板の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました（ただし、同社は、課徴金納付命令、排除措置命令のいずれも受けませんでした。）。同氏は、社外監査役としての立場から、独占禁止法遵守体制の強化に向けての提言を行い、同社取締役および使用人の職務の執行における法令適合性の確保に努めております。
6. 候補者浅田永治氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年であります。
7. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれていません。
8. 当社は、現行定款第37条第2項に基づき、候補者浅田永治氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役植村公彦氏および第3号議案のご承認を条件として就任する社外監査役浅田永治氏の補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
村岡正敏 (昭和21年8月3日生)	昭和59年11月 新日本製鐵(株)広畑製鐵所労働部労働人事室長	0株
	平成4年9月 同社プロジェクト開発部部長代理	
	平成13年6月 エヌエスパーソナルサービス(株)取締役	
	平成16年6月 ニッテツトラベル(株)取締役	
	平成20年4月 (株)JTBビジネスストラベルソリューションズ顧問	
	平成20年6月 当社補欠監査役(現任)	

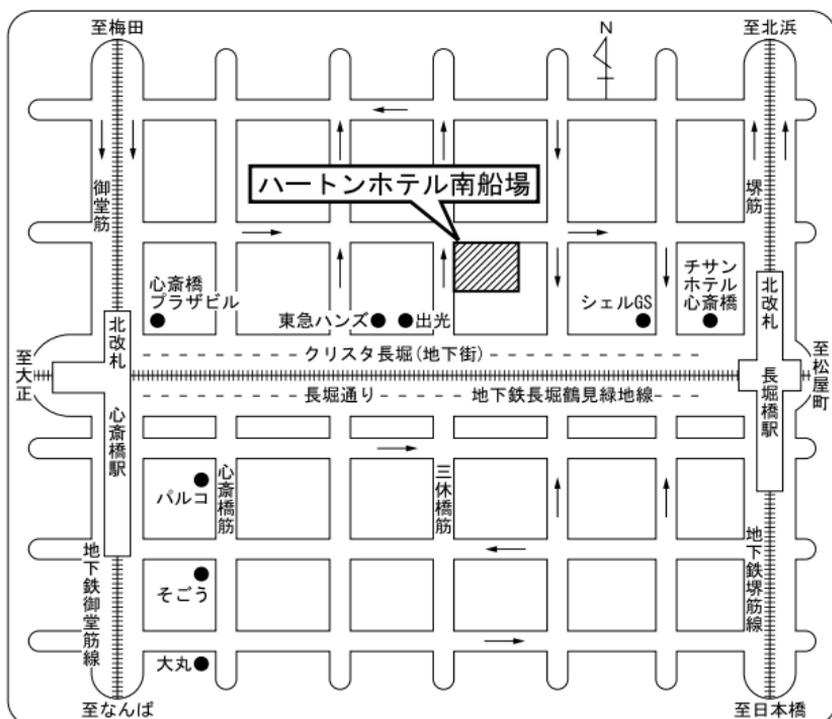
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、候補者は、社外監査役の要件を満たしております。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、略歴のとおり、企業の役員を歴任されており、企業経営について、豊富な経験を有すること等を総合的に勘案し、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 当社は、現行定款第37条第2項において、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより当社は、候補者との間で監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

株式会社不動テトラ第63期定時株主総会会場案内略図



場 所 大阪市中央区南船場二丁目12番22号

ハートンホテル南船場 2階 サイプレスの間
TEL (06) 6251-2111

交通機関 地下鉄御堂筋線 心齋橋駅下車 北改札1番出口

地下鉄堺筋線 長堀橋駅下車 北改札2^B番出口

地下鉄長堀鶴見緑地線

心齋橋駅下車 御堂筋線北改札1番出口

または長堀橋駅下車 堺筋線北改札2^B番出口